

別表第5 （第22条関係）

勤務箇所	支給要件及び該当職員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 大学院研究科において講義、演習、実験又は実習の指導を常時担当する教員（以下「大学院担当教員」という。）のうち、博士課程（後期）において、主任として学生に対する研究指導を担当する者（主任指導学生数は、医学研究科にあって5人以上、それ以外の研究科にあっては、4人以上とする。） なお、主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。	3
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程、法務研究科を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の修士課程を担当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	
3 医学部及び附属 動物実験施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
4 病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師、准看護師及び精神保健福祉士	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長（(2)に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	

別表第6 (第22条関係)

イ 一般職本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円
10 級	15,900円

ロ 一般職本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

ハ 教育職本給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ニ 医療職本給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

ホ 医療職本給表（三）

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円